

9 勤労者生活・福祉

第9-13表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-13: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本 ¹⁾		イギリス	
	児童手当	扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法(1971年)	所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法	2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村	歳入関税庁	
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 55.5%, 地方 27.7%, 事業主 8.3%, 公務員 8.6%, 2016年度予算ベース)		一般財源	
受給(適用)要件	(支給対象) 中学校修了までの国内に住所を有する児童 (受給資格者) 監護生計要件を満たす父母等	(控除対象) 扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者	16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 課税対象となる。	収入等に応じた減額措置あり
給付(控除)内容	(1) 所得制限額未満の世帯: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円, 第3子以降は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2) 所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※ 所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯の場合)を基準に設定, 2012年6月分から適用		第1子 20.70ポンド/週, 第2子以降 (1人当たり) 13.70ポンド/週 (2016年)	家族控除 545ポンド/年, 児童加算 (1人当たり) 2,780ポンド/年 (2016年) 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり。
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)			

(注) 1) 2016年4月から, 子供を保育園に通わせている場合, 年収約360万円未満の世帯に限り, 第2子の保育料は半額, 第3子以降は無料。

	ドイツ			フランス	
種別	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当	乳幼児迎え入れ 手当の基礎 手当
根拠法	1996年租 税法62条 及び児童 手当法	児童手当法	1996年租税法	社会保障法典 L521-1～L521-3	社会保障法 典 L531-1
管理運 営主体	家族金庫(連邦雇用エージェ ンシー内に付設)、監督指揮 権は、連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	一般財源 (連邦:74%, 州・市町村: 26%)			企業の拠出金:43.8%, 一般福祉 税など租税:22.1%, 諸手当に対す る国及び県の負担金:21.9%(全 国家族手当金庫(CNAF)の主な財源, 2012年)	
受給(適 用)要件	18歳未満(教育期間中の子供)については25歳未満、失業中 の子供については21歳未満、25歳到達前に障害を負ったこ とにより就労困難になった子供については無期限)の子を 扶養している者。			20歳未満の子を2人 以上扶養している者 (所得制限なし)	所得に応じて 制限がある。 2014年3月ま でに生まれた 子を持つ親と 2014年4月1 日以降に生ま れた子を持つ 親では異なる。
給付(控 除)内容	第1子・第2 子は月190 ユーロ、第3 子は月196 ユーロ、第4 子以降は1 人につき 221ユーロ (2016年)。	児童1人につき 160ユーロが上限 (2016年)。	・夫婦合計で年額7,248 ユーロ(2016年) ・このほか、養育にかかっ た費用については、2012 年以降、親子の境遇にか かわらず課税対象から控 除される。	子の年齢や数に応 じて決まる。11歳未 満の子2人の場合、 月額129.47ユーロ (2017年1月1日現 在)	原則、月額 184.62ユーロ (2017年1月1 日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか、 社会保障上の優遇措置がある。 また、2歳以下の子を持つ非就業、不完全就業(週30時間 以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付がある ほか、税制上又は年金上の優遇措 置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、日本:厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk
ウェブサイト等、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト、フランス:家族手当金庫
(CAF)、政府公共サービスウェブサイト